

上田長野地域水道事業広域化協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、長野市、上田市、千曲市及び坂城町（以下「上田長野地域」という。）における水道事業の統合を目指し、広域水道企業団（以下「企業団」という。）の設立に向けた検討、協議を行うものとする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称は上田長野地域水道事業広域化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の構成団体)

第3条 協議会は、長野市、上田市、千曲市、坂城町及び長野県（以下「構成団体」という。）で構成する。

(協議会の所掌する事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 企業団の設立準備、組織運営に関すること
- (2) 企業団の事業計画に関すること
- (3) 上田長野地域全域の水道事業の統合等に向けた広報及び広聴に関すること
- (4) 下水道事業との連携に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業団設立及び企業団が経営する水道事業等に関し必要な事項

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、長野県上田市天神1丁目8番1号上田駅前ビル「パレオ」に置く。

(組織)

第6条 協議会は、構成団体の長又は構成団体の長が指定した者で別表1の職にある者をもって組織する。

2 協議会に会長、副会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 委員 1名

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、別表1の職にある者から互選により定める。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、会長又は副会長を除く、別表1の職にある者を充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 副会長及び委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

- 3 会議は、全員が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは、有識者等に出席を求めて意見を聴くことができる。
- 6 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは、別表2の職にある者に対して、オブザーバーとして協議会に出席させ、説明等を求めることができる。
- 7 会議は、原則として、公開により行うものとする。
- 8 会議の議事そのほか会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会)

第10条 協議会が指示する事項及び協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、構成団体における指定の職の者で別表3の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置く。
- 4 幹事長は、幹事の中から互選により定める。
- 5 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、予め幹事長が指名した者が幹事長の職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

(事務局)

第11条 協議会及び幹事会等の運営及び調整を円滑に遂行するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(運営会議)

第12条 構成団体間の情報共有及び事務局の円滑な事務遂行のため、事務局において定期的に運営会議を開くものとし、構成団体は、運営会議を通じて必要なサポートを行うものとする。

- 2 運営会議に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第13条 第4条1項の各号に掲げる事項を専門的に協議し又は調整するため、事務局に専門部会を置く。

- 2 専門部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担方法)

第14条 第4条の事務の執行に要する経費は、構成団体が負担する。

- 2 前項の規定により構成団体が負担すべき額は、協定により定める。

(脱退)

第15条 構成団体が協議会から脱退する場合は、協議会の同意を得た上で、脱退することができる。

- 2 前項の規定により協議会を脱退する場合は、当該構成団体が既に支出した負担金を返還しない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年11月4日から施行する。

別表1（第6条、7条及び8条関係）

構成員

団体	役職
(1) 長野市	市長
(2) 上田市	市長
(3) 千曲市	市長
(4) 坂城町	町長
(5) 長野県	公営企業管理者

別表2（第9条関係）

オブザーバー

団体	役職
(1) 長野県	環境部水道・生活排水課長

別表3（第10条関係）

幹事会

団体	役職
(1) 長野市	上下水道事業管理者、上下水道局長
(2) 上田市	上下水道局長
(3) 千曲市	建設部長
(4) 坂城町	建設課長
(5) 長野県	公営企業管理者